



尼崎市

ショートステイ里親

ハンドブック

令和8年4月


尼崎市子どもの育ち支援センター



目次

1	子育て家庭ショートステイとは	3
2	ショートステイ里親の登録.....	4
3	子どもを預かる流れ.....	5
4	里親に支払われる養育又は保護の実施に要する経費	7
5	守秘義務	8
6	賠償責任保険.....	8
7	連絡先.....	10
8	ショートステイ里親のためのQ & A	13
9	各種様式等	20
10	改訂履歴	28





はじめに

尼崎市では、保護者の病気や出産、育児疲れなどのやむを得ない理由で子どもの養育が一時的に困難となった場合に、市が実施施設として指定している児童養護施設や乳児院等で子どもを預かる「子育て家庭ショートステイ事業」（以下「ショートステイ」という。）を実施しています。

令和6年度からは、市内の里親の自宅を預かり先とする里親ショートステイを始めました。

本市や里親支援センターすてっぷ、関係機関と連携しつつ、子どもが安心して過ごせるよう、里親の皆さんのご協力をお願いします。



1 子育て家庭ショートステイとは

ショートステイとは、保護者が一時的に家庭で子どもを養育することができない時に、施設や里親宅で一時的に子どもを養育することにより、子ども及びその家庭の福祉を向上することを目的とする行政の子育て支援サービスです。

(1) 対象となる子ども

- 尼崎市在住の0歳から18歳未満の子ども
- 原則、体調不良でない子ども

(2) ショートステイを利用する理由

- 保護者が病気になって子どもの世話ができないとき
- 保護者の育児疲れのため、一時的な休息が必要となったとき
- 保護者の出産で子どものお世話ができないとき
- 保護者の出張で子どものお世話ができないとき
- 保護者の学校等公的行事への参加のため子どもの世話ができないとき 等

(3) 利用期間

- 1回の利用につき、連続で利用できる日数は原則7日間まで



2 ショートステイ里親の登録

ショートステイの受入れにご協力いただける里親は、尼崎市のショートステイ里親として登録する必要があります。登録の流れは以下のとおりです。

【里親登録を受けていない方】

尼崎市のショートステイ里親の認定要件として、尼崎市において養育里親または特別養子縁組里親として里親認定され、登録を受けている必要があります。そのため、尼崎市児童相談所において里親登録の申請手続きをお願いします。

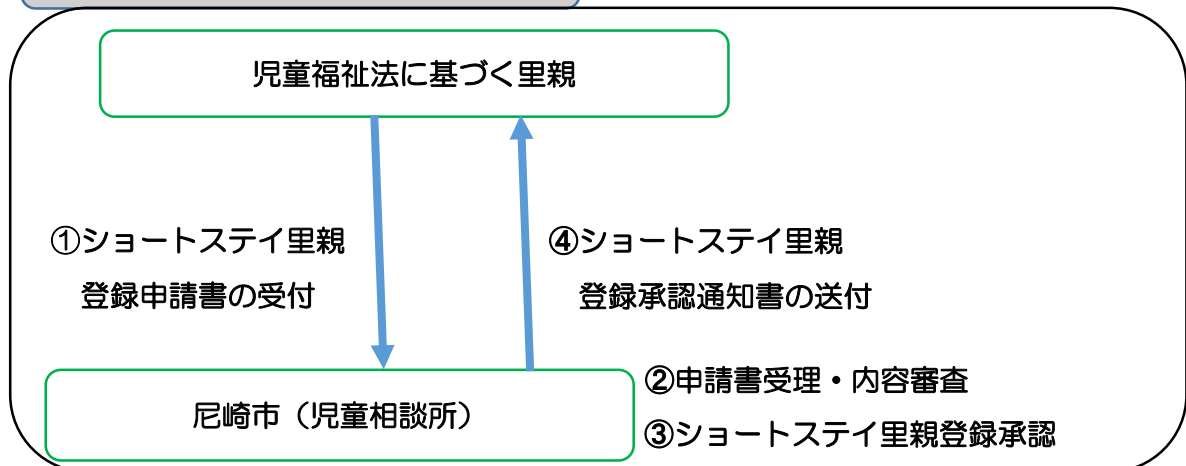
里親になるまでの手続き(例)

尼崎市児童相談所または里親支援センターに連絡 → ガイダンス → 研修受講 → 面接・家庭訪問 → 審議 → 認定・登録

【尼崎市の里親登録を受けている方】

養育里親または特別養子縁組里親として登録を受けている方については、ショートステイ里親の申請をしていただくことになります。児童相談所の所定の様式にて申請書を提出していただきます。提出後、申請内容等を速やかに審査し、ショートステイ里親の登録可否を決定し、承認した場合は、里親宛にショートステイ里親の登録承認通知書を送付します。

ショートステイ里親登録の流れ



3 子どもを預かる流れ

里親宅でショートステイを希望する保護者から市（南部・北部）こども家庭支援担当に相談がありましたら、本市からマッチング業務を行う里親支援センターすてっぷに連絡し、すてっぷから里親に、ショートステイの受入れが可能かどうかの問い合わせがあります。

依頼（里親支援センターすてっぷ→里親）

子どもの年齢や性別、利用日程等をお伝えします。受入れ可能かどうか、ご検討ください。



受入れ可能な場合

市（南部・北部）こども家庭支援担当から以下の書類が届きます

- 子育て家庭ショートステイ事業委託通知書

（※変更があった場合は、子育て家庭ショートステイ事業委託(期間変更)通知書）

- 子育て家庭ショートステイに関する情報提供書



受入れできない場合

お断りください



急に受入れが決まった場合は、事前に書類をお届けできないことがあります。その場合は電話にて子どもの状況をお伝えし、書類は後日郵送でお送りします。

顔合わせ

里親支援センターすてっぷは、利用決定した児童及び保護者と、ショートステイ里親の顔合わせ及び受け渡しのための日程等の調整を行い、その場への立ち会いを行います。市（南部・北部）こども家庭支援担当の職員（児童ケースワーカー）も必要に応じて同席します。



受入れ～預かり

原則、保護者が里親宅まで送迎します。ただし、保護者や里親の希望等により、別の場所（公共施設など）での受け渡しも可能です。保護者の希望によっては、保育所、学校等への送迎をお願いすることがありますので、可能な場合のみご対応お願いします。

【保護者が持参する物の例】保護者には事前に持ち物チェックリスト（P.27）を配布
母子健康手帳、健康保険証、着がえ、ミルク、オムツ等



お迎え

原則、保護者は事前に決めた待ち合わせ場所（公共施設や駅など）に迎えに行きます。ただし、保護者や里親の希望等により、別の場所での受け渡しも可能です。

○利用後、里親支援センターすてっぷから利用状況について確認をさせていただきます。ショートステイ報告書は、市のオンライン申請にてご提出ください。オンライン申請が難しい場合は、里親支援センターすてっぷまでご連絡ください。報告書の内容は、市と里親支援センターすてっぷで共有させていただきます。

○利用後、請求手続きをオンラインまたは郵送にてお願いいたします。郵送を希望される場合は、様式をお渡ししますので地区担当者へご連絡ください。

後日、里親の口座に市から委託料が振り込まれます。



4 里親に支払われる養育又は保護の実施に要する経費

里親へ支払われる養育又は保護の実施に要する経費（以下「経費」という。）は、子どもの年齢や預かる期間によって金額が異なります。原則、子どもの生活に必要な衣類やミルク、オムツ等は保護者が持参しますが、不足した場合は里親が経費の範囲でご購入ください。（経費は後払いです。）

経費は、里親が市こども企画推進課へ請求書をご提出いただいた後に、市から里親名義の普通口座に振り込みます（振込名義：「アマガサキシカイケイカンリシヤ」）。

（必ず、P.25 請求書記入の注意点をご参照ください）

経費の振込みは、利用最終日の翌月 10 日までにご請求いただいた場合は、翌月末日に届出のあった銀行口座に、お支払いします。手続きが遅れた場合は、それ以降の振り込みとなります。

●里親に支払われる経費（子ども 1 人/日）

委 託 料	
2 歳未満児・慢性疾患児	10,700 円/日
2 歳以上児	5,500 円/日

1 泊 2 日の場合、2 日分の経費となります。

【参考】

●利用者の負担額（子ども 1 人/日）

区分	2 歳未満児	2 歳児以上
生活保護世帯	0 円	0 円
市町村民税非課税世帯	1,100 円	1,000 円
その他世帯	5,350 円	2,750 円

※保護者の課税状況により金額が異なります。利用者の負担額は市（こども企画推進課）が保護者に請求します。そのため、里親と保護者の間でお金の受渡しはありません。

5 守秘義務

子どもがショートステイを利用するに至った背景や家族の状況など、里親として知り得た子どもや家族の情報は、外部（里親同士も含みます）に公開することなく、守秘義務を厳守していただくようお願いいたします。

また、子どもの写真の取り扱いについては、十分な配慮をお願いします。里親と子どもの交流の様子やケガした際の記録として写真を撮ることは構いませんが、撮影した写真をSNSにアップする等の行為は絶対にしないようお願いします。

6 賠償責任保険

ショートステイの受入れ中の子どもの事故等に備えるため、兵庫県里親会連合会が加入する里親賠償責任保険に加入することができます。この保険は、全国里親会に所属している里親会会員を対象としたものです。詳細は、全国里親会 HP をご参考ください。

※事故が起こったときは速やかに里親支援センターすてっぷに連絡してください。

【参考】

里親総合保険制度のご案内（R6年度）より内容抜粋

① 基本補償：賠償責任保障

里親の賠償保障、または責任能力がない(一般的には12歳未満の児童などを指します。)委託児童の行為が原因で里親に賠償請求がなされた場合の補償

(お支払いする事故例)

- ・ 責任能力のない委託児童が外で遊んでいる際に他人の家の窓ガラスを割ってしまい、里親が損害賠償請求された。
- ・ 委託児童が級友と休み時間に遊んでいる際に誤って小学校の窓ガラスを割ってしまい、里親が弁償を求められた。
- ・ 里親が調理した飲食物が原因で委託児童が食中毒になった。

② 基本補償：委託児童(12歳以上)賠償責任補償

12歳以上の委託児童が発生させた事故の賠償補償

(お支払いする事故例)

- ・委託児童が自転車通学中に歩行者と衝突。転倒させてしまい、相手方に骨折のケガを負わせた。
- ・委託児童がボール遊びをしている際に誤って付近にあった自動車にぶつけてしまい、破損させた。
- ・委託児童が友人宅で遊んでいる際に誤ってその家のテレビを倒し、破損させた。

(オプション補償：里親のおケガ・家財・携行品の補償もあります。)



7 連絡先

(1) マッチングおよび里親のサポートに関すること

【里親支援センターすてっぷ】

住 所：尼崎市若王寺3丁目16番3号（〒661-0974）

TEL：06（7500）0004

FAX：06（7500）0005

E-mail: info@foster-step.jp

(2) ショートステイ里親登録・変更・解除に関すること

【尼崎市児童相談所】

住 所：尼崎市若王寺2丁目18番7号（〒661-0974）

TEL：06（6480）8612

FAX：06（6409）4354

(3) 経費の支払いに関すること

【尼崎市子どもの育ち支援センター こども企画推進課】

住 所：尼崎市若王寺2丁目18番7号（〒661-0974）

TEL：06（6423）9995

FAX：06（6409）4354

E-mail: ama-kodomonosodachi@city.amagasaki.hyogo.jp

(4) 事業に関すること

【尼崎市子どもの育ち支援センター こども相談支援課】

住 所：尼崎市若王寺2丁目18番7号（〒661-0974）

TEL：06（6430）9979

FAX：06（6409）4298

(5) 受入れ児童に関すること

【里親支援センターすてっぷ】

住 所：尼崎市若王寺3丁目16番3号（〒661-0974）

TEL：06（7500）0004

FAX：06（7500）0005

E-mail: info@foster-step.jp

【尼崎市子どもの育ち支援センター 北部こども家庭支援担当課】JR神戸線より北側

住 所：尼崎市南塚口町2丁目1-1（〒661-0012）

塚口さんさんタウン1番館5階 北部保健福祉センター内

TEL：06（4950）0378

FAX：06（6428）5109

【尼崎市子どもの育ち支援センター 南部こども家庭支援担当課】JR神戸線より南側

住 所：尼崎市竹谷町2丁目183番地（〒660-0876）

出屋敷リベル5階 南部保健福祉センター内

TEL：06（6415）6805

FAX：06（6430）6807

※JR神戸線を境に南北の住所地で地区担当がいます。



里親ショートステイについて

里親ショートステイは兵庫県では明石市から始まり、2022年7月より近隣の西宮市・芦屋市でも事業を開始しました。地域のご家庭から里親ショートステイの利用が少しずつ増えるとともにショートステイ全体の利用の増加にもつながっているようで、地域の親子を支える新たな担い手として里親さんに対するニーズと期待の高まりを感じております。

里親ショートステイは子どもを里親さんのご家庭で預かることから、その子どものペースに合わせてゆったりと過ごすことができます。ショートステイ利用中に里親さんの家から保育所や幼稚園、学校等へ通い、慣れ親しんだ地域でいつも通りの生活ができることから、子ども自身の不安も軽減され、安心して利用することができます。

ショートステイを受け入れたい里親さんは、仕事や用事などがあっても、受け入れ日程が事前に聞けたり、相談して決めたりすることもできるため、里親さんも予定が立てやすく、事前に子どもの状況を詳しく聞いておけるため受け入れる準備を整えることができます。里親さんにとって子どもを短期間でもお迎えすることで社会貢献と子どもを交えた時間を楽しむことができます。

初めてショートステイを利用する子どもを受け入れる際には、子ども・保護者と里親さんが安心して過ごせるよう、尼崎市の職員さんと里親支援センターすてっぷが立ち会うように配慮し、期間中のご相談にも応じさせていただきます。

この里親ショートステイ事業が、子ども達が地域社会のなかで身近な大人に見守られ安心して健やかに成長する機会となることを願い、ささやかながらお手伝いできることを嬉しく思います。

里親支援センターすてっぷ



8 ショートステイ里親のためのQ & A

Q. 事前にどのようなものを準備しておいたらいいですか？

A. ショートステイの受入れ調査時に、子どもに関する基本情報（年齢、性別、手帳の有無等）に加え、生活面、食事面等で配慮が必要な情報があれば、あわせてお伝えします。原則、受入れ期間中の衣服やオムツ等は保護者に持参してもらいますが、子どもの布団や食器などは子どもの年齢によって必要になる場合もあります。

また子ども用の布団やベビーカー等については、里親の希望により貸し出しをすることも可能です。

- 里親支援センターすてっぷで貸出可能な物品（数に限りがあります）
 - ・チャイルドシート（車種に適合するかの確認が必要です）
 - ・ジュニアシート（車種に適合するかの確認が必要です）
 - ・ベビーカー
 - ・抱っこひも
 - ・布団一式（布団、枕、毛布、防水シート）

以下は事前に準備するものの一例です。（必ずしも準備が必要というわけではありません。）

- 離乳食、赤ちゃんせんべい
- ミルク、哺乳瓶
- ミルトン消毒液（持ってきてもらう哺乳瓶が清潔でないことがあるため）
- オムツ（小～大一式）、おしりふき、ガーゼハンカチ（原則、保護者が持ってくるが、数が足りない場合や不足の事態に備えて）

- 子ども用食器
- アルコール消毒液、除菌シート、マスク
- お風呂用せっけん、タオル、バスタオル
- 子ども用DVD（アンパンマン等のDVDは小さい子どもを落ち着かせるのに便利です）
- 絵本、紙芝居
- お絵描き道具
- おもちゃ（車のおもちゃ、おままごとセット、ブロック 等）

Q. 子どもの生活習慣の違いや不規則な生活への対応はどうしたらいいですか？

A. それぞれの家庭での生活スタイルやリズムは異なります。ショートステイを利用する子どもは、自分の家での生活習慣が身についているため、里親宅の生活習慣にすぐに馴染めないことも多いです。基本的な里親宅のルールや生活スタイルを変える必要はありませんが、子どもにとって普段とは違う環境で生活することになり、その分不安やストレスを感じることもあります。子どもの不安を少しでも減らすことができるよう、可能な範囲で子どもの普段の生活に合わせた声かけ、対応をお願いします。

Q. 子どもが発熱した際にはどのようにしたらいいですか？病院へ連れていってもいいですか？

A. お預かりしている子どもが発熱した場合は、まずは里親支援センターすてっぷへご連絡いただき、今後の対応についてご相談ください。その際、保護者がすぐに迎えに行け

ない場合や緊急を要する状況の場合は、病院受診をお願いすることがあります。（原則として、病院受診は保護者に行っていただきます。ただし、事前に長期出張や出産等で予め相談がある場合については、事前にご相談の上で、病院受診をお願いする場合があります。必ず一度里親支援センターすてっぷへご相談ください。）

なお、保護者に病院受診（お迎え）をお願いする場合の例

・ 38 度を超える高熱が続く場合・ けがをしたとき・ 持病が悪化したとき

Q. 保護者との関わりについて教えてください。

A. ショートステイの利用理由は、保護者の出張や急病、リフレッシュなど様々ですが、子育てに悩んでいたりと疲れている保護者の利用も多くなります。悩みや不安を聞いてほしい保護者もいれば、そうではない保護者もいます。送迎時に子どもの様子を保護者に伝えたときに、子育ての悩みや不安の相談につながることもあるので、可能な範囲で保護者に寄り添っていただき、相談を聞いていただくようお願いいたします。対応が難しい悩みや相談の場合は、市担当課への相談をすすめていただくか、里親支援センターすてっぷへご連絡ください。

Q. 保護者と里親が携帯電話やLINE等の連絡先を交換して、直接やりとりしてもいいですか？

A. ショートステイ申請時に保護者から緊急連絡先として、携帯電話の番号等を事前に聴取します。また、送迎時の連絡手段として携帯電話等で保護者と里親が連絡を取り合うことはありえますが、ショートステイ利用が終わった後、日常的に携帯電話やLINE等でやりとりをすることはお控えください。

Q. 保護者から直接里親へショートステイ依頼があったときはどうしたらいいですか？

A. 直接依頼があった際は、保護者に市担当者へ相談するように声かけをお願いしていただき、直接のやり取りは控えていただきますようお願いいたします。

Q. 保護者とトラブルがあったときはどうしたらいいですか？

A. トラブルがあった場合、まずは里親支援センターすてっぷへご連絡ください。暴力等があった場合は状況に応じ、警察への連絡もお願いする場合があります。

Q. 保育園送迎時に、身分証の提示を求められたがどうしたらよいですか？

A. 尼崎市児童相談所にて里親登録証を発行していますので、発行依頼していただき、ご提示ください。なお、令和7年度以前に発行しているショートステイ里親登録認定証については、継続して使用していただけます。

Q. 事業利用について、送迎先の所属への説明は誰がしているのか？

A. 利用前に、保護者から所属への説明をしていただくよう依頼しております。また、市担当者からも所属（学校や保育園）へ利用においての情報共有は行う運用としておりますのでご安心ください。

Q. 習い事の送迎を頼まれたがどうしたらよいか？

A. 習い事の送迎はできないことを保護者に伝えておりますので、お断りください。

Q. こどもが持ち物にスマホを持参していましたが、利用させてよいのですか？

A. 年齢が問わず、スマホを含めた貴重品の持参は紛失時の責任が取れないため、持込をしないよう利用前に保護者に説明をしています。ただし、事情があり必要とする場合は事前にルールを決めた上で里親の了解を得た上で実施する運用としております。お困りのことがあれば里親支援センターすてっぷへご相談ください。

Q. 里親のプライバシーは守られるのですか。

A. 利用者の方へは、受入れ里親の名前についてお伝えはしますが（利用決定通知書には、〇〇里親と名字のみ記載しています）、里親の住所や連絡先についてお伝えすることはありません。また、所属等の送迎に伴う連絡先についても、里親支援センターすてっぷの連絡先をお伝えする運用とさせていただいております。気になることがあれば、里親支援センターすてっぷへご相談ください。

Q. ショートステイ里親を辞めたい場合はどうしたらよいですか。また、住所変更があった場合はどうしたらよいですか。

A. ショートステイ里親登録の取り消しを希望される場合は、尼崎市児童相談所へご連絡ください。また、登録内容の変更（住所変更等）があった場合も児童相談所へご連絡ください。児童相談所の所定の手続きが必要となります。

Q. ショートステイで児童を受け入れたあとに、何か必要な手続きはありますか。

A. 受入れ時の児童の様子について、ショートステイの報告書の提出（オンライン）をお願いいたします（P.23）。また、利用最終日の翌月10日までに請求手続き（オンライン）をお願いいたします（P.24）。

Q. 困ったときはどこに相談すればよいでしょうか？

A. 困ったときの連絡先

平日（9：00～17：00）

里親支援センターすてっぷ：06（7500）0004

尼崎市 こども相談支援課：06（6430）9979

尼崎市 こども企画推進課：06（6423）9995

尼崎市 児童相談所：06（6480）8612

尼崎市 北部こども家庭支援担当課：06（4950）0378

尼崎市 南部こども家庭支援担当課：06（6415）6805

（内容によって、連絡先が異なります。連絡先P.10をご確認ください）

夜間・休日

里親支援センターすてっぷ：06（7500）0004

【参考】

<困っているときってどういうとき？>

- 預かっているときに、子どもが怪我をしたり体調不良になったとき
- 預かっているときに、里親自身に急用ができて受入れの継続ができなくなったとき
- 保護者が約束の時間に送ってこない／迎えに来ないとき
- 保護者から里親へ直接問い合わせがあったとき（ショートステイの依頼、キャンセルなど）
- その他ショートステイ全般について困ったことや質問があるとき



9 各種様式等

- ・ 子育て家庭ショートステイ事業委託通知書（サンプル）
- ・ 子育て家庭ショートステイ事業委託（期間変更）通知書（サンプル）
- ・ 受け入れ中のこどもの様子について（ショートステイ報告書・QRコード）（別記様式第8号）
- ・ 尼崎市オンライン申請ポータルサイトからの請求方法（QRコード）
- ・ 請求書（サンプル）
- ・ （参考）ショートステイをご利用の方へ（保護者向け）…持ち物チェックリスト他



(様式第2-4号)

サンプル

尼こ相第 100 号の 3
令和 6 年 4 月 1 日

(里親代表者)

様

尼崎市長 松本 眞

子育て家庭ショートステイ事業委託通知書

子育て家庭ショートステイ事業実施要綱に基づき、養育・保護を次のとおり委託します。

保護者氏名	いくしあ 育子				
保護者住所	尼崎市若王寺2丁目18番6号			電話番号	06-6430-9979
児童氏名	いくしあ 二郎	性別	男	生年月日	令和元年10月1日
児童住所	同上		学校名	尼崎市立〇〇保育所	学年 4歳
養育・保護する期間 (委託期間)	令和 6 年 4 月 10 日 から 計 4 日間 令和 6 年 4 月 13 日 まで				
里親に支払われる経費(予定)	日額 5,500 円 × 4 = 22,000 円				

- 利用後は、ショートステイ報告書の提出をお願いいたします。
下記QRコードからオンラインで提出可能です。



○受入れ中のこどもの様子について、利用確認のためご記入をお願いします。
インターネット環境があれば利用できます。

※内容は、里親支援専門相談員に共有させていただきますので予めご了承ください。オンラインでの提出に限りません。

- 請求書の申請は、オンラインで可能です。
下記のQRコードからのアクセセルのみ申込フォームが表示されます。



○尼崎市オンライン申請ポータルサイトを利用しています。
インターネット環境があれば利用できます。

※利用においては、利用者の新規登録が必要です。
(メールアドレス・名前・住所・生年月日・電話番号)

サンプル

(様式第2-7号)

尼相第 100 号の 5
令和 6 年 4 月 11 日

(里親代表者)

様

尼崎市長 松本 眞

子育て家庭ショートステイ事業委託(期間変更)通知書

子育て家庭ショートステイ事業実施要綱に基づき、養育・保護を次のとおり委託します。

保護者氏名	いくしあ 育子					
保護者住所	尼崎市若王寺2丁目18番6号			電話番号	06-6430-9979	
児童氏名	いくしあ 二郎	性別	男	生年月日	令和元年10月1日	
児童住所	同上		学校名	尼崎市立〇〇保育所	学年	4歳
養育・保護する期間 (変更後の承認期間)	令和 6 年 4 月 10 日 から 計 3 日間 令和 6 年 4 月 12 日 まで					
里親に支払われる経費(予定)	日額 5,500 円 × 3 日 = 16,500 円					
期間変更の理由	保護者の希望による					

- 利用後は、ショートステイ報告書の提出をお願いいたします。
下記QRコードからオンラインで提出可能です。



○受入れ中のこどもの様子について、利用確認のためご記入お願いします。
インターネット環境があれば利用できます。

※内容は、里親支援専門相談員に共有させていただきますので予めご了承ください。オンラインでの提出に限りません。

- 請求書の申請は、オンラインで可能です。
下記のQRコードからのアクセセルのみ申込フォームが表示されます。



○尼崎市オンライン申請ポータルサイトを利用しています。
インターネット環境があれば利用できます。

※利用においては、利用者の新規登録が必要です。
(メールアドレス・名前・住所・生年月日・電話番号)

令和 年 月

オンライン提出はこちらから



受入れ中のこどもの様子について
(ショートステイ報告書)

報告者 _____

受入れ期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 日間

()は該当するものに○をお願いします。
※児童ごとに作成をお願いします。

対象児童学年: _____

性別: _____

1. 食事面 (よく食べた ・ 普通 ・ あまり食べなかった) ※特記事項があればご記入ください
2. 生活面 (気になることはなかった ・ 気になることがあった) ※特記事項があればご記入ください
3. 情緒面 (気になることはなかった ・ 気になることがあった) ※特記事項があればご記入ください
4. その他 (気になることはなかった ・ 気になることがあった) ※特記事項または受入れた感想があればご記入ください
5. 今回受け入れた児童について、今後も受入れは可能ですか (はい ・ いいえ) ※受入れの調整時に、その都度受入れの可否をご確認しますが、マッチングの参考にご記入ください。
6. 児童ケースワーカー(市職員)からの連絡を希望しますか (はい・ いいえ) ※後日担当者からご連絡させていただきます。

※この用紙は、ショートステイ受入れ終了確認をするためのものです。保護者の方へはお伝えすることはありません。
受入れ後、ご記入いただき児童養護施設子供の家の里親支援専門相談員までご提出ください。
なお、オンラインでの提出の場合は、市から里親支援専門相談員へ共有させていただきます。

尼崎市オンライン申請ポータルサイトからの請求方法

【L GWAN（総合行政ネットワークを利用しており、行政専用のネットワークのため安心して通信ができます。）】

■はじめに

インターネット環境があれば利用できます。

（利用者新規登録が必要です）

※PCから手続きしたい場合は、ご連絡ください。

問い合わせ先：こども企画推進課 06-6423-9995

■請求申込フォーム

（子育て家庭ショートステイ事業）



■新規登録の流れ（スマホから申請した場合の画面以下）

手順①

【次へ進む】を選択する。

手順②

【OK】を選択する。

手順③

【利用者の新規登録はこちら】を選択する。
※登録済みの場合はログインしてください。

手順④

【個人として登録する】を選択する。

手順⑤

【利用規約に同意します】のチェックを選択する。
【利用者の登録を開始する】を選択する。

手順⑥～⑨

⑥メールアドレスの登録
↓
⑦利用者情報の入力
↓
⑧入力内容の確認
↓
⑨本登録の完了
⇒請求申込フォームへ

※郵送での提出を希望される場合のみ以下の様式を使用します

(様式第3-2号)

サンプル

請 求 書

①子育て家庭ショートステイ事業委託通知書に記載の事業単価を記入ください。

金 22,000 円

ただし、子育て家庭ショートステイ事業委託費として、下記のとおり請求します。

内 訳

児 童	住所	尼崎市若王寺2丁目18番6号		
	氏名	いくしあ 二郎		
養育・保護期間		令和6年 4月 10日から		
		6年 4月 13日まで	4日間	
積算根拠	(事業費単価)	(利用日数)	(利用日数)	
	5,500円	× 4日	× 1人	= 22,000円

令和6年 4月 20日

③請求書記入日を記入してください。

尼崎市長 様

(請求者)

住所 尼崎市東七松町1丁目23番1号

氏名 尼崎 太郎

債権者番号	
口座振替先	普通・当座
	いくしあ銀行 尼崎支店
口座番号	1234567
口座名義人	あまがさき たらう 尼崎 太郎

④債権者番号を取得している場合は、債権者番号のみ記入してください。その場合は、口座振替先以下の入力は不要です。

※請求者と口座名義人は同一人物にしてください。

請求書記入の注意点について

請求書記入の注意点について

○「金額」「振込先口座」「請求者」は正確に記入してください。

（口座情報に誤りがあると、振込エラーとなり、振込完了までに期間を要します。）

○名前及び口座番号を確認するために、通帳の写しもしくはキャッシュカードの写しをご提出お願いいたします（初回のみ）。なお、債権者登録をいただいている場合は、提出不要です。

○口座種目は「普通預金」のみ使用可能です。（決済用、当座預金口座は不可。）

○「ゆうちょ銀行」への振込を希望される場合には、「7桁の口座番号」および「漢数字の支店名」を記入してください。（通帳表面やキャッシュカード等に記載されている「記号番号」ではありませんのでご注意ください。）

○債権者登録がある場合は、債権者番号を入力してください。なお、債権者番号を入力いただく場合は、口座情報の入力不要です。

債権者登録にご協力をよろしくお願いいたします。

あらかじめ債権者登録していただくことで、請求時には口座情報の入力不要となります。また市側の手続きにおいても、債権者番号により口座情報を確認できるため、入力ミスの防止にもつながり円滑な手続きができます。手続きについては、尼崎市のホームページからインターネットで申請可能です。手続きには、3日程かかります。登録完了後に、担当課（会計管理室）からメールまたはFAX・電話でお知らせがあります。

債権者登録はこちらから



ショートステイをご利用の方へ（保護者向け）



<持ち物チェックリスト>※貴重品（スマホ含む）は持たせないでください

全児童対象

- 衣類（パジャマも）
- 歯ブラシセット（歯ブラシ・歯磨き粉）
- お気に入りの玩具等
- お薬（常用しているものがある場合・服用方法メモ）
- 保育園や学校等の準備（通う場合）

乳幼児対象（上記に加え、以下もご準備ください）

- オムツ
- おしりふき
- 普段飲んでるミルク
（必要な場合は、以下もご準備していただきます）
- 抱っこひも 離乳食パウチ おしゃぶり 哺乳瓶 保湿剤

<お願い>

- ・お子さんの健康状態に不安がある場合には、お預かりすることができません。
- ・預かり中に、発熱等体調不良になった場合は、保護者の方に迎えに来ていただきます。
お迎えが難しい場合は、事前に必ずご相談ください。
- ※病院受診をお願いする場合
例：38度を超える高熱が続く場合、けがしたとき、持病が悪化した場合等
- ・緊急時、連絡をとらせていただくことがあります。
- ・お預けになる時間や、お迎えの時間に変更、やむを得ない事情で、予定の日にお迎えに行けない等といった事態が生じた場合は、以下連絡先まで連絡をいれてください。
- ・預け先（里親）と直接やりとりすることはできません。
- ・里親宅までの交通費は、原則保護者負担となります。
- ・学校園等に送迎が必要な場合は、事前に保護者から学校園等に連絡をお願いします。

連絡先

☎ ●部こども家庭支援担当（平日）：●●-●●●●-●●●●担当者：_____

☎ 里親支援センターすてっぷ（平日・夜間・土日祝日）：06-7500-0004
里親支援専門相談員宛にご連絡ください。

<引き渡し>

月 日（ ）午前・午後 時から 場所：_____

月 日（ ）午前・午後 時まで 場所：_____

10 改訂履歴

版数	改訂年月	改訂箇所（目次）
初版	令和6年4月	初版発行
第2版	令和7年9月	3・7・8・9・10
第3版	令和8年4月	2・3・4・6・7・8・9・10

○手引きの改定は、年度ごとの実施を予定しております。

○ハンドブックのデータについては、市のホームページ『ショートステイ里親の募集』からダウンロード可能です。



尼崎市子どもの育ち支援センター

こども相談支援課

TEL：06（6430）9979

FAX：06（6409）4298

北部保健福祉センター内

北部こども家庭支援担当課

TEL：06（4950）0378

FAX：06（6428）5109

南部保健福祉センター内

南部こども家庭支援担当課

TEL：06（6415）6805

FAX：06（6430）6807